

議案第78号関連資料

明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等

の一部改正について

本案は、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

1 改正する条例等

【改正する条例】

- ① 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 明石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④ 明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑤ 明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ⑥ 明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑦ 明石市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- ⑧ 明石市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

【改正する規則】

- ア 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- イ 明石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ウ 明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- エ 明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則
- オ 明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- カ 明石市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則

2 改正の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年4月25日法律第29号）により、虐待対応の強化を目的として、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等を創設する法改正がなされました（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号））。

本改正は、これにより生じた引用法令の項ずれ及び変更に対応するため、所要の整備を行うものです。

3 施行期日

公布の日